

競争参加者の資格に関する公示

千歳（3補）庁舎整備基本検討に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和4年4月8日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 石倉 三良

- 1 業務名 千歳（3補）庁舎整備基本検討
- 2 業務場所 北海道千歳市
- 3 業務概要 本業務の概要は以下のとおり。

本業務は、千歳基地における庁舎建替（約11,000㎡）に係る下記の業務を行うものである。

【千歳基地】

①建築業務

- ・施設等要求に係る資料の作成
資料収集及び整理等
施設等要求事項の取り纏め及び施設要求計画図の作成

②設備業務（電気・機械・通信）

- ・施設等要求に係る資料の作成
資料収集及び整理等
施設等要求事項の取り纏め及び施設要求計画図の作成

- 4 履行期限 令和5年3月20日まで
- 5 競争参加資格審査申請書の交付

(1) 交付期間 公示日から見積合わせの日の前日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）ただし、最終日は正午までとする。

(2) 交付場所

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎
北海道防衛局総務部契約課
電話011-272-7513
FAX 011-280-0351
Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(3) その他 共同体として資格を得ようとする者に交付する。

- 6 申請書の提出期限等

- (1) 提出期間 公示日から令和4年4月22日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。最終日は正午まで。
- (2) 提出場所 上記5(2)に同じ。
- (3) 提出方法 申請書に共同体協定書(下記7の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出すること。
- (4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
申請書は、令和4年4月23日以降、当該業務に係る見積合わせの時まで(行政機関の休日を除く。)随時、受付けるが、当該技術提案書の特定の前日までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7 共同体としての資格

(1) 共同体の構成

共同体の構成は、次の条件を満たす2又は3社の組合せとする。

- ア 代表者は、防衛省における令和3・4年度の一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、測量・建設コンサルタント等業務で「建築」「電気」「機械」及び「通信」のいずれかの「A」の格付けを受けた者、構成員は「建築」「電気」「機械」及び「通信」のいずれかの「A」の格付けを受けた者の組み合わせとする。ただし、代表者及び代表者以外の構成員で測量・建設コンサルタント等業務「建築」「電気」「機械」及び「通信」の全ての「A」の格付けを有すること。
- イ 北海道防衛局に競争参加を希望している者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること)。
- ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北海道防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号.28.3.31)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 業務形態

- ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。
- イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者の要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記5(2)の担当部局において交付する所定の様式であること。

- 8 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記6により申請することができる。

この場合において、共同体として資格が決定されるためには、上記7(1)アに決定を受けていない構成員が上記7(1)アの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記7(1)アの決定を受けていない構成員が当該業務に係る技術提案書を特定した者に対する通知の時までに上記7(1)アの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

上記9の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

11 その他

- (1) 共同体の名称は、「千歳（3補）庁舎整備基本検討〇〇設計・〇〇設計・〇〇共同体」とする。
- (2) 当該業務の競争に参加するためには、技術提案書の特定の前日までにおいて、共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「入札公告」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。